

京丹波町新婚世帯支援事業

最大60万円

新生活をスタートされる新婚夫婦に、住居取得にかかる費用

(家賃、引っ越し費用等)の一部を補助します。



※ 詳細についてはお問い合わせください

申請期間

令和7年4月1日(火) ▶ 令和8年2月27日(金)
(予算の上限に達した時点で受付を終了します。)

主な要件

- 夫婦の双方または一方が京丹波町に住所を有する世帯
- 令和7年度中に婚姻した夫婦であること
- 世帯所得が500万円未満であること
- その他、京丹波町が定める要件を満たすこと

対象となる費用

- 新居の住宅購入費
- 新居の家賃、敷金・礼金・共益費、仲介手数料
- 引越し業者、運送業者へ支払った引っ越し費用

申請先・お問い合わせ先

京丹波町 企画情報課 (本庁2階) 電話：0771-82-3801